

問い合わせ  
自治振興課  
☎59-2145

公開講演会

# 女も・男も 成熟社会をめざして

～男女共同参画をすすめるためには～

11月19日(金) 10時▶12時  
(9時30分から受け付け)

## アゼリアおおたけ

講師 岸かおるさん (ヒューマンネットワークゆい代表)

**Profile**  
岩国市在住。埼玉・東京でフリーランスライターとして活動。世界各国の子育て事情に精通し、講演活動、別冊PHP、NHK出版「すくすく子育て」などにコラムや特集を執筆するなど幅広く活動中。「自分らしく生きるには」「男女共同参画について」「女性の権利」「介護の権利」「DVについて」「終活」などのテーマで講演会を数多く行っている。著書に「ここが違うよ、日本の子育て」(共著)など。

性別を選んで生まれてきたわけではないのに、性別で人生が変わってしまうこともあります。長年にわたり人々の中に形成された性別役割分担意識、性差に関する偏見や無意識の思い込みなど、女性も男性もこれまでの意識や活動のあり方を見直し、性別にかかわらず、

それぞれの個性や能力が十分に生かせるよう、私たちのまわりのパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。入場無料で、どなたでも参加できます。お誘いあわせの上、お越しください。

### コミュニティ助成事業で 自主防災活動の活性化

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

玖波8丁目自治会(自主防災会)が、宝くじを財源とする令和3年度コミュニティ助成事業の採択を受けました。この助成金で、多目的キャリア・フレームテント・三方幕の防災備品を整備し、地域の自主防災力の強化を図りました。



多目的キャリア・フレームテント・三方幕

## 命の花を咲かせて 『人権の花運動』

問い合わせ  
自治振興課 ☎59-2145

子どもたちが協力して花を咲かせることで、命の大切さや思いやりの心を育ててほしいという願いを込めて毎年行っている『人権の花運動』。10月7日、人権擁護委員、広島法務局廿日市支局長らが、玖波小学校と広島西特別支援学校を訪れ、チューリップの球根260個とプランター、培養土などを贈りました。玖波小学校では、1年生を代表して伊崎楓華さんと古村色葉くんが受け取り、「花が咲いたら見に来てください」とお礼の言葉を述べました。



坂本スミエ人権擁護委員から球根が手渡されました。



人KENまる君 人KENあゆみちゃん

11月は児童虐待防止推進月間です。子どもへの虐待は、大きく4つに分けられますが、これらが重なって起こることが少なくありません。子育てについて不安や悩みを抱えたときは、ひとりで悩まずに相談してください。また、周囲に気になる子育て家族がいたときは、児童相談所や福祉課の窓口へ連絡・相談してください。緊急の場合は、警察に通報してください。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

問い合わせ

児童相談所全国共通3桁ダイヤル  
(地域の児童相談所につながります)  
☎189

家庭児童相談室(福祉課内)  
☎59-2151

# 虐待！ 育児放棄！ 気になる子育て家族がいたら相談を 11月は 児童虐待防止推進月間です

子育てのワンストップ窓口  
「おおたけ版ネウボラ」

妊娠から出産、子育て期を通じて子育てに関するさまざまな情報の提供や相談に応じます。どんなことでも気軽に相談してください。

相談はこちらに

保健医療課 ☎59-2140

子育て支援センターどんぐりHOUSE ☎54-0039

虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など
心理的虐待	無視する、言葉でおどす、きょうだい間での差別的扱い、目の前で暴力をふるう など
ネグレクト	食事を与えない、不潔なままにしておく、病気やケガを放置する、子どもが泣いても無視する など
性的虐待	性行為を強要する、わいせつな映像を見せる など

### 全国一斉 女性の人権ホットライン 強化週間

0570-070-810

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局と県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐるさまざまな人権問題の解決を図るための相談活動の強化に取り組みます。

11月12日(金)から18日(木)までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の取り組みとして、常時開設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」の電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長して、女性の人権問題に対応します。

ひとりで悩まず、電話してください。

電話番号

0570-070-810

実施期間

11月12日(金)～18日(木)

相談受付時間

8時30分～19時

ただし、土・日曜日は10時～17時

### 暮らしの中の悩みを相談 特設人権相談所開設

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2145

12月4日(土)から10日(金)までは人権週間です。人権週間は、世界の平和と人類の幸福を願って、人間として当然に持っている基本的権利を、お互いに尊重しなければならないということを表明した世界人権宣言の採択に由来しています。

人権週間に特設人権相談所を開設します。

とき

12月4日(土) 10時～15時

ところ

総合市民会館1階小集會室

相談内容

暮らしの中のさまざまな問題(離婚、相続、隣近所のもめごと、いじめなど)

※相談無料、秘密厳守、予約不要

相談員(人権擁護委員)

古原陽子さん、坂本スミエさん、弘兼秀子さん、前安井美千子さん、正木静夫さん、山本竹生さん